

令和元年 7月18日

## 令和元年 第16回 南区選挙管理委員会

### 議 題

#### 1 議 案

議案第87号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第88号 参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定  
について

議案第89号 参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決  
定について

## 議案第87号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和元年7月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数  
41人
- 2 抹消する者の氏名等  
別紙のとおり
- 3 抹消年月日  
令和元年7月18日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外



## 議案第88号

### 参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和元年7月21日執行の参議院福岡県選出議員選挙につき、福岡市南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和元年7月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※略文

(開票立会人) 第62条

- 2 届出者が、10人を超えないときはその者を開票立会人とし、10人を超えるときはくじで定めた10人を開票立会人としなければならない。
- 4 同一の政党等に属する公職の候補者の届出が3人以上あるときは、くじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。

## 議案第89号

参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、福岡市南区開票区において参議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和元年7月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※略文

(開票立会人) 第62条

- 届出者が、10人を超えないときはその者を開票立会人とし、10人を超えるときはくじで定めた10人を開票立会人としなければならない。